

令和 8 年 9 月 7 日

公 告

防衛省陸上自衛隊
松山駐屯地業務隊長
山 岡 雅

防衛省陸上自衛隊松山駐屯地における展示即売店の設置及び経営に関する
業者の募集について

愛媛県松山市南梅本町乙 1 0 7 に所在する防衛省陸上自衛隊松山駐屯地において、展示即売店を設置し、経営を行う業者について次のとおり募集します。

1 応募資格

- (1) 防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）又は同等の資格を有すること。
- (2) 「暴力団排除に関する誓約書」を提出すること。

2 募集業種

- (1) 自衛隊内での販売に適していると認められる物品等の販売
（一例：食品販売、自衛隊訓練・演習用品、各種スポーツ用品、衣料品、DVDソフト、CDソフト、ゲームソフト（中古品を含む。）、本（古本を含む。）、携帯電話、生活用品等の展示即売）
- (2) 販売に適していない業種
不動産経営等、公務員の兼業兼職に抵触する業種

3 設置方法

国有財産法（昭和 2 3 年法律第 7 3 号）第 1 8 条第 6 項に基づく行政財産の使用許可によります。

4 設置条件

- (1) 厚生センター内談話室前スペースで、各日 1 区画
 - (2) 厚生センター前広場の指定場所で、各日 1 区画
 - (3) 申請する使用面積に応じて使用料が発生します。
（国有財産使用許可申請時に展示即売店に必要な使用面積を明記して下さい。）
- ※ 店舗の細部位置については、必要の都度、展示即売会開催日に担当者が指示します。
- (4) 出店日は、令和 9 年 4 月 1 日から令和 1 0 年 3 月 3 1 日までの間で設置業者が希望する日（土日祝日を除く。）とし、協議により決定します。
 - (5) 営業時間
原則として午前 1 0 時から午後 6 時の間とし、それ以外は別途協議し決定します。

5 公告期間（募集要領の配布）

(1) 期 間

令和8年9月7日（月）～令和8年9月27日（日）

(2) 配布場所、時間

陸上自衛隊松山駐屯地業務隊厚生科にて土日祝日を除く午前9時から午後1時、午後2時から午後5時の間に配布します。

6 応募業者に対する説明会

(1) 応募業者説明会参加要領

ア 本説明会に参加されない場合は、公募に参加できません。

イ 説明会参加希望業者（各業者2名以内）は、令和8年9月30日（水）午後5時までに説明会参加申込書（別紙様式第1）に必要事項を記入のうえ、電子メール、郵送又はFAXで連絡して下さい。

ウ 説明会開始5分前までに厚生センター1階ロビーにて受付を済ませて下さい。

なお、齟齬等防止の観点から参加申込書を送付される業者につきましては、送付前に電話にてご連絡下さい。

エ 令和8年度、松山駐屯地において展示即売店を出店した業者は、説明会の参加を免除します。

説明会の参加を免除された業者は、下記のとおり申請をして下さい。

(ア) 応募手続き等の申請

応募手続き等の申請書等を令和8年10月21日（水）午後5時までに持参又は郵送（配達記録郵便等）して下さい。

(イ) 業者決定後の提出書類（国有財産使用申請等）

審査、告示後の手続きとして、国有財産使用申請等の書類提出をしていただく必要があります。

書類は、別途配布しますので令和8年11月4日以降、令和8年11月25日（水）午後5時までに持参又は郵送（配達記録郵便等）して下さい。

オ 問合せ先

(ア) 所在地

791-0245 松山市南梅本町乙115

(イ) 宛 名

陸上自衛隊松山駐屯地業務隊厚生科厚生班 厚生班長

(ウ) 電 話

089-975-0911 内線529番（担当 厚生班長）

(エ) FAX

089-975-0911-352

(オ) アドレス

matsuyamagsvc2-ma@inet.gsdf.mod.go.jp

(2) 説明会実施要領

ア 説明会日時

令和8年10月8日（木）午後2時30分から

イ 場 所

陸上自衛隊松山駐屯地厚生センター 1 階図書室

ウ 携行品

募集要領、仕様書、印鑑（シャチハタ等のスタンプ印は不可）

8 その他

細部内容は、募集要領によります。

保存期間：1 年（10．31 まで保存）

「防衛省陸上自衛隊松山駐屯地における展示即売店の設置及び経営」
募集要領

防衛省陸上自衛隊松山駐屯地業務隊厚生科

募 集 要 領

1 目 的

愛媛県松山市南梅本町乙107に所在する防衛省陸上自衛隊松山駐屯地において隊員、来駐者等の利便性を確保するため、展示即売店の設置及び経営業者を以下に記載する諸条件に従い募集します。

2 応募資格

- (1) 防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）又は同等の資格を有すること。
- (2) 「暴力団排除に関する誓約書」を提出すること。

3 設置施設の所在地及び名称

愛媛県松山市南梅本町乙107 防衛省陸上自衛隊松山駐屯地

4 応募業者に対する説明会

(1) 応募業者説明会参加要領

ア 本説明会に参加されない場合は、公募に参加できません。

イ 説明会参加希望業者（各業者2名以内）は、令和8年9月30日（水）午後5時までに説明会参加申込書（別紙様式第1）に必要事項を記入のうえ、電子メール、郵送又はFAXで連絡して下さい。

ウ 説明会開始5分前までに厚生センター1階ロビーにて受付を済ませて下さい。

なお、齟齬等防止の観点から参加申込書を送付される業者につきましては、送付前に電話にて、ご連絡下さい。

エ 令和8年度、松山駐屯地において展示即売店を出店した業者は、説明会の参加を免除します。

説明会の参加を免除された業者様は、下記のとおり申請をして下さい。

(ア) 応募手続き等の申請

応募手続き等の申請書等を令和8年10月21日（水）午後5時までに持参又は郵送（配達記録郵便等）して下さい。

(イ) 業者決定後の提出書類（国有財産使用申請等）

審査、告示後の手続きとして、国有財産使用申請等の書類提出をしていただく必要があります。

書類は、別途配布しますので令和8年11月4日（水）以降、令和8年11月25日（水）午後5時までに持参又は郵送（配達記録郵便等）して下さい。

オ 問合せ先

(ア) 所在地

791-0245 松山市南梅本町乙115

(イ) 宛 名

陸上自衛隊松山駐屯地業務隊厚生科厚生班 厚生班長

(ウ) 電 話

089-975-0911 内線529番（担当 厚生班長）

(エ) F A X

0 8 9 - 9 7 5 - 0 9 1 1 - 3 5 7

(オ) アドレス

m a t s u y a m a g s v c 2 - m a @ i n e t . g s d f . m o d . g o . j p

(2) 説明会実施要領

ア 説明会日時

令和8年10月8日(木) 午後2時30分から

イ 場 所

陸上自衛隊松山駐屯地厚生センター1階図書室

ウ 携行品

募集要領、仕様書、印鑑(シャチハタ等のスタンプ印は不可)

5 設置条件

(1) 設置方法

国有財産法(昭和23年法律第73号)第18条第6項に基づく行政財産の使用許可によります。

(2) 出店日、営業時間

ア 出店日

令和9年4月1日から令和10年3月31日の間のうち、協議して決定します。

イ 営業時間

原則として午前10時から午後6時の間とし、それ以外は別途協議し決定します。

(3) 設置場所・区画

ア 厚生センター内(談話室前)

使用可能日で各日1区画(12㎡以内を基準)とします。

イ 厚生センター外

(ア) 厚生センター前広場左側面(6m×15m内の駐車スペース内に限る。)

(イ) 使用可能日で各日1区画(18㎡以内を基準)とします。

※ 談話室前、厚生センター前広場設置場所については、展示即売会開催日に必要の都度、担当者が指示します。

(4) 店舗申請する使用面積に応じて使用料が発生するので申請時に、展示即売店に必要な使用面積を明記して下さい。

(5) その他

その他、別添仕様書のとおり。

6 営業に関する注意事項

(1) 火気の使用

火気(発電機を含む。)を使用する場合は、必ず消火器の準備をして下さい。

また、大容量のガス器具及び大量の発電機用燃料の持ち込みは、火災予防の観点から禁止します。

(2) 衛 生

ア 食品を調理及料理し販売する場合は、食中毒の予防に万全を期するとともに、大量調理施設衛生管理マニュアル(平成9年3月24日付け衛食第85号別添)にある従業員等の

衛生管理点検票に準ずる点検を実施し、従事者等が体調不良の場合は、営業を中止するとともに、清潔な服装、手洗い、消毒をして確実な衛生管理を実施して下さい。

イ 食品サンプルの提出

食料品を販売される場合には、清潔なポリ袋に50g程度の販売品サンプルを入れて松山駐屯地業務隊厚生科厚生班に提出して下さい。

(3) 販売禁止品目

ア 食中毒防止の観点から生鮮食品（生肉、生魚、野菜）、アルコール類及びたばこの販売、切手、危険物等や著しく高価なものは禁止いたします。

イ 企画提案書に記載のない品目の販売は禁止させて頂くとともに、それらの販売があった場合には、販売品目を制限させて頂くことをご承知下さい。

(4) 営業用資材

ア 展示即売店で使用する器具、発電機等の必要な資材及び電気、ガス、水、燃料は、各設置業者で準備して下さい。

イ 音響設備の使用は、駐屯地業務の阻害となりますので禁止します。

(5) 塵（芥）

営業で発生した塵（芥）は、各設置業者の責任において持ち帰り処分して下さい。

また、営業の際には油等の流出に十分注意して下さい。

7 応募手続き等

(1) 申請書等の提出

設置を希望する方は、公募に必要な資格を確認するため、次に示す書類を直接提出又は郵送して下さい。

なお、提出された書類は、返却いたしませんのでご了承下さい。

ア 申請書（別紙様式第2）	1部
イ 企画提案書（別紙様式第3）	1部
ウ 主な販売予定商品・販売価格表（別紙様式第4）	1部
エ 戸籍抄本（法人である業者にあっては、登記簿謄本（履歴事項全部証明書）	1部
オ 営業経歴書、財務諸表（直近のもの）	1部
カ 直近の法人税又は所得税に関する納税証明書	1部
キ 印鑑証明書	1部
ク 都道府県知事等の発行の営業許可書の写し（営業許可が必要な場合）	1部
ケ 業務確約書（別紙様式第5）	1部
コ 誓約書（松山駐屯地業務隊長宛、中四国防衛局長宛）（別紙様式第6）	各1部

(注) 防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）を有する者に限り、「資格決定通知書」の写しをエ、オ及びカに定める書類に代えることができます。

(2) 提出先

防衛省陸上自衛隊松山駐屯地業務隊厚生科

愛媛県松山市南梅本町乙115

電話 089-975-0911 内線529番（担当 厚生班長）

(3) 提出期限

令和8年10月21日（水）午後5時までに持参又は郵送（配達記録郵便等）して下さい。

(4) 応募者の失格

次のいずれかに該当する行為や関係書類の不備または参加資格がないと判断された場合は、企画提案書の審査は行わず失格とする。

ア 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合

イ 提出書類が募集要領に記載されている事項を満たさない場合

ウ 提出書類に虚偽の記載があった場合

エ 審査の公平性に影響を与える行為があったと認められる場合

オ その他、違反と認められる場合

(5) 提案修正の禁止

書類提出後の変更（修正、差し替え、削除、追加）は、禁止とします。

(6) その他

別添仕様書のとおり

8 選考方法

提出された企画提案書等に基づき、書類選考及び総合的審査の上、設置業者を決定します。

9 設置業者決定の告示

令和8年11月4日（水）午前10時以降に防衛省陸上自衛隊松山駐屯地厚生科より直接連絡するとともに厚生センターロビーに掲示します。

10 設置業者決定後の提出書類

売店の設置及び経営の業者として決定された者は、設置に係る書類を提出期限までに持参又は、郵送（配達記録郵便等）して下さい。

(1) 提出書類

ア 国有財産使用許可申請書（別途配布）

イ 国有財産使用許可申請書の提出に当たって（別途配布）

ウ 役員従業員名簿（別途配布）

エ 出店要望日及び使用面積要望表（別途配布）

オ 入門車両確認表（別途配布）

カ 火気使用申請（別途配布）

(2) 提出先

申請書等の提出先に同となります。

(3) 提出期限

令和8年11月25日（水）午後5時（必着）

11 その他

(1) 自衛隊の特性上、災害等の緊急事態が発生した場合は、営業の中断又は、中止となる場合があることをご了承下さい。

(2) 出店に際し販売品目、出店要望日等一部制限を付す場合があることをご了承下さい。

説明会参加申込書

連番	会 社 名 等			出 席 者 名		入門車両	
	名 称	所在地	電話番号 F A X 番号	役 職	(ふりがな) 氏 名	車種	車番 (ナンバー)
記入 例	(株) ●● 産業	愛媛県●●市 ●●町1-2-3	090-1234-5678	代表取締役	(まつやま たろう) 松山 太郎	トヨタ ハイエース	愛媛400 あ 12-34
1					()		
2					()		
備考 欄	1 説明会参加者数の上限は、各業者2名以内といたします。 2 説明会に参加される方のみ、ご記入下さい。						

宛先 防衛省 陸上自衛隊 松山駐屯地業務隊 厚生科 厚生班長

申 請 書

令和 年 月 日

防衛省陸上自衛隊松山駐屯地業務隊長 殿

本社（店）所在地

(ふりがな) (ふりがな)
商 号 又 は 名 称

(ふりがな)
代表者の 氏 名

印

法人・個人の別

法人・個人

(ふりがな)
担当者 氏 名 :

電 話 :

F A X :

愛媛県松山市南梅本町乙107防衛省陸上自衛隊松山駐屯地において、模擬売店を設置し、
経営を行うことについて希望するので申請します。

なお、この申請書及び添付書類の記載事項については、事実と相違ないことを誓約します。

※ 商号、代表者、担当者氏名にふりがなを、申請印は登録印を使用してください。
(代表者、担当者が同一人物の場合は、代表者にふりがなを記入して下さい。)

企画提案書（2枚以上（添付資料含む。））

会社名：_____

a	主な販売予定商品・販売価格表（別紙様式第4による）
b	従業員管理（身元管理、健康管理等）及び人員配置（200字基準）
c	省エネルギー・環境対策・ゴミ・廃棄物の処分方法（200字基準）
d	衛生管理方法（200字基準）

e クレーム・要望等があった場合及び事故・トラブルが発生した場合の
対処方法（200字基準）

f 防衛省における営業方針（200字基準）

g 会社概要

(a) 本社所在地

(b) 設立年月日

(c) 資本金

(d) 社員数

(e) 店舗数

(f) 売上高

h その他アピールポイント（200字基準）

主な販売予定商品・販売価格表

[illegible]

業 務 確 約 書

令和 年 月 日

防衛省陸上自衛隊松山駐屯地業務隊長 殿

「愛媛県松山市南梅本町乙107防衛省陸上自衛隊松山駐屯地における模擬売店の設置及び経営の業務」の応募に関し、仕様書に定める業務を適正に履行できることを確約致します。

社（店）所在地

(ふりがな) (ふりがな)
商号又は名称

代表者の氏名 (ふりがな) 印

法人・個人の別

法人・個人

(ふりがな)
担当者氏名：

電 話：

F A X：

※ 商号、代表者、担当者氏名にふりがなを、申請印は登録印を使用してください。
(代表者、担当者が同一人物の場合は、代表者にふりがなを記入して下さい。)

誓 約 書

☐ 私☐ 当社

は、下記 1 に該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。また、貸付又は使用許可を受けた国有財産の使用に当たっては、下記 2 に掲げる使用等を行わないとともに、暴力団員等による不当介入を受けた場合には、下記 3 の措置を行うことを誓約します。また、当方が下記 1 に該当しないことを確認するため、当方の個人情報について、国が警察当局へ情報提供することに同意します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

なお、役員等に変更があった場合は、速やかに変更後の役員名簿を提出します。

2 公序良俗に反する使用等

暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、貸付物件（使用許可物件）を第三者に転貸し又は賃借権を譲渡すること。

3 警察への通報等

- (1) 貸付物件（使用許可物件）を使用するに当たって、暴力団又は暴力団員、社会運動標ぼうゴロ（※1）、政治活動標ぼうゴロ（※2）、その他暴力団関係者から、不当要求又は業務妨害を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、速やかに警察に通報し、捜査上必要な協力を行うこと。
- (2) (1)による警察への通報及び捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により、許可者に報告すること。

※1 社会運動を仮装し又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者

※2 政治活動を仮装し又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者

陸上自衛隊松山駐屯地業務隊長 殿

令和 年 月 日

住所又は所在地

氏名又は名称

誓 約 書

☐ 私

☐ 当社

は、下記 1 に該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。また、貸付又は使用許可を受けた国有財産の使用に当たっては、下記 2 に掲げる使用等を行わないとともに、暴力団員等による不当介入を受けた場合には、下記 3 の措置を行うことを誓約します。また、当方が下記 1 に該当しないことを確認するため、当方の個人情報について、国が警察当局へ情報提供することに同意します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

なお、役員等に変更があった場合は、速やかに変更後の役員名簿を提出します。

2 公序良俗に反する使用等

暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、貸付物件（使用許可物件）を第三者に転貸し又は賃借権を譲渡すること。

3 警察への通報等

- (1) 貸付物件（使用許可物件）を使用するに当たって、暴力団又は暴力団員、社会運動標ぼうゴロ（※1）、政治活動標ぼうゴロ（※2）、その他暴力団関係者から、不当要求又は業務妨害を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、速やかに警察に通報し、捜査上必要な協力を行うこと。
- (2) (1)による警察への通報及び捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により、許可者に報告すること。

※1 社会運動を仮装し又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者

※2 政治活動を仮装し又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者

防衛省所管国有財産部局長

中国四国防衛局長 殿

令和 年 月 日

住所又は所在地

氏名又は名称

仕 様 書

1 業務件名

防衛省陸上自衛隊松山駐屯地納涼祭における模擬売店の設置及び経営

2 業務内容

展示即売店（販売品目は、自衛隊施設で販売することがふさわしいものに限る。）の設置及び経営

販売できない物の一例（酒類、タバコ、切手、危険物等や著しく高価なもの。）

3 相手方の決定

本業務を行う者については、防衛省陸上自衛隊松山駐屯地業務隊長（以下「甲」という。）が決定する。

4 国有財産の使用許可

(1) 本業務を行う者は、展示即売店の設置場所に係る国有財産の使用許可を得なければならない。

(2) 国有財産の使用許可は、中国四国防衛局長（以下「乙」という。）が行う。

(3) 次の各号に該当する場合は、使用許可を取り消し、又は変更することがある。

ア 国が使用財産を使用するとき。

イ 国有財産の使用許可の相手方（以下「丙」という。）が使用許可条件に違反したとき。

(4) 使用許可期間が満了したとき、又は前項により、使用許可を取り消された場合は、丙は直ちに自己の負担で使用財産を現状に回復し返還すること。

ただし継続した場合は、この限りではない。

また、この場合、丙は国に対し、一切の補償を請求することはできない。

5 丙の資格

丙は、以下の条件を満たしていること。

(1) 業務遂行上必要とされる関係法令、規則等を遵守できること。

(2) 業務の全部又は一部を第三者に委託し又は譲渡することなく遂行できること。

(3) 国有財産使用許可書の使用許可条件を遵守できること。

(4) 本仕様書の全記載事項を遵守できること。

(5) 「暴力団排除に関する誓約書」の内容は提出後も相違のないこと。

6 国有財産使用料

丙は、乙に展示即売店の設置に係る面積に応じた国有財産使用料を歳入徴収官が指定する期日までに納入すること。

※ 光熱水量が発生した場合は、別途徴収する（原則使用許可しない。）。

7 出店日、営業時間

(1) 出店日

令和9年4月1日から令和10年3月31日の間のうち、甲と丙が協議して決定する

日とする。

(2) 営業時間

原則として午前10時から午後6時の間とし、それ以外は別途協議し決定します。

8 費用負担

本業務に伴う費用は、丙の負担とする。

9 名義使用の制限

丙は、自己の営業上の取引に関して、甲及び乙の名義を使用してはならない。

10 管理責任

(1) 丙は、自らの責任において展示即売店を管理し、火災、盗難、食中毒等の予防及び保安について常に心掛け、いかなる事故発生の場合も甲及び乙に対し、損害の賠償その他の申し立てをしないものとする。

(2) 丙は、従業員の身元、規律の保持、風紀及び衛生に関すること等、人事管理その他これらに関する関係諸法令の運用について、一切の責任を負わなければならない。

11 衛生等の保持

(1) 丙は、丙の従事関係者が結核及び「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」で定義されている感染症を発症した場合又はその疑いのある場合には、業務に従事させないこととし、甲及び乙に対して速やかに報告すること。

(2) 駐屯地内で食品等を調理、販売する場合は、原則として菌検索結果を提出するものとし、出店時当日に大量調理施設衛生管理マニュアル（平成9年3月24日付け衛食第85号別添）にある従業員等の衛生管理点検票に準ずる点検を実施するものとする。

12 情報保全の遵守

(1) 丙は、甲、乙及び担当職員（以下「甲等」という。）の与えた指示及び本業務の遂行上知り得た甲等に関する情報（書面等をもって甲等が丙に提供した情報並びに施設内及びそれに準ずる場所で作業する際に見聞又は認識した情報の一切）の保全を遵守し、これを本業務の履行以外の目的に使用し、又は第三者に開示してはならない。

(2) 丙は、自らの従事関係者に情報保全を遵守させるために必要な措置を取らなければならない。

13 損害賠償

丙は、債務不履行の場合、情報保全に関する義務に違反した場合、その他業務に関して甲等に損害を与えた場合には、甲等に対し一切の損害を遅延なく賠償するものとする。

14 自己都合による業務の解除

丙は、自己の都合により本業務を解除しようとするときは、事前に甲及び乙に通知し、甲及び乙の指示に従い解除することができる。

15 業務仕様

(1) 丙は、自ら提出した企画提案書に基づき業務を適正に履行することとし、企画提案書の内容について、甲の了解なく変更しないこと。

- (2) 丙は、本業務の遂行に当たっては、担当職員の指示に従うこと。
- (3) 丙は、庁舎内の出入り及び施設への立ち入りについては、松山駐屯地で定められた関係規則の手続きを行うとともに、諸規定に従うものとし、許可を受けていない施設へは、立ち入らないこととする。
- (4) 展示即売店の設置、移設及び撤去に係る費用は、丙の負担と関する。また、当該業務の遂行に当たっては、担当職員の指示に従うこと。
- (5) 丙は、本業務に要する光熱水量のほか、利用物件の維持保存のため通常必要とする修繕費、その他の経費を負担しなければならない。
- (6) 販売商品の選定に当たり、常に利用者の需要が高い商品等、並びに良好なサービスの提供に努めるものとし、担当職員の指示に可能な限り従うものとする。
- (7) 営業許可が必要な販売商品を取り扱う場合は、丙は、営業許可を取得した後、販売すること。
- (8) 丙は、商品の瑕疵等について、利用者又は担当職員からの連絡を受けた場合は、即時に対応すること。
- (9) 丙は、使用日の設置場所周辺の清掃を行い、塵（芥）を持ち帰るとともに衛生管理について一切の責任を負うものとする。
- (10) 丙は、本業務の従事者に係る書類（履歴書（写し）、その他担当職員の指示する書類）を担当職員に提出しなければならない。
- (11) 甲の緊急時等の都合により、丙による営業の中断又は、中止を求める場合がある。
- (12) 丙は、販売品目に重大なトラブル（異物混入、食中毒、リコール等）が発生した場合には、甲の担当者に速やかに報告するとともに、直ちに商品を回収し、甲の指示（食堂、売店等の営業停止を含む。）に従わなければならない。
- (13) 丙は、使用物件の一部を第三者に転貸し、第三者と共同で使用してはならない。
- (14) 本仕様書に記載のない事項及び細部については、必要の都度、担当職員及び丙の間で協議し決定するものとする。